

「第347回 判例・事例研究会」

日 時	令和2年7月29日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野 村 奈津子

【判例】

事件の表示	事 件 名 地位確認請求事件 事 件 番 号 平成30年(ワ)第103号 裁 判 例 富山地裁高岡支部 平成31年4月17日判決
事実の概要	<p>原告Xは、平成3年4月に被告Y社(株式会社)の取締役役に就任し、平成17年6月末に代表取締役役に選定された。しかし、平成30年5月、Y社の取締役会において、他の取締役から代表取締役社長X解職の緊急動議が提出され、Xを除く過半数の取締役の賛成により解職決議(以下「本件解職決議」という)が成立し、別の人物が新代表取締役役に選定された。</p> <p>これに対しXは、本件解職決議が濫用的になされたとして、主位的に地位確認および解職・選定決議の無効確認を求め、また、予備的に任期満了前の不利な時期になされた解職であるとして、代表取締役と平取締役との報酬の差額分(の一部)につき民法651条2項に基づき損害賠償を求めた。</p>

判 旨

①解職決議の有効性について

「一般に、代表取締役選定・解職を含む取締役会決議は、経営判断に属する事項であり、当該会社の取締役会の裁量に委ねられる事項であるから、手続に重大な瑕疵がなく、それが裁量権の逸脱・濫用と認められない限りは、有効とみるのが相当である。

けだし、会社の経営判断は、会社の継続性を前提に、長期的な視点に立って、会社を持続的に成長させ、高い利益をあげるためにいかなる経営戦略、投資計画、組織運営などを立案・実行していくかということに関わるものであり、そこには、将来の不確実なリスクも当然に含まれる。そうした判断は、株主総会により選任され、会社の内情や業界、企業統治に精通した取締役で構成される取締役会の裁量に委ねるのが、会社と株主の利益にかなうものであり、最も適切と考えられるからである。」「平成30年5月11日に行われた本件取締役会における本件解職決議の手続に重大な瑕疵は認められず、また、緊急動議でなされた代表取締役の解職理由は、要するに、Y社を取り巻く環境下において、長期化している代表取締役の世代交代を実現するのが今後の企業運営に最も適するというものであり、その当否はともかく、その理由は経営判断に関わるものであり、その判断が取締役会の裁量権を逸脱するものとは認められない。」

②代表取締役解職に伴うXの損害賠償請求について

「代表取締役の解職の手続に、委任解除の規定である民法651条が適用されるかは一つの問題ではあるが、仮にその適用があるとしても、同条2項における『相手方に不利な時期』とは、委任に係る事務処理自体との関連において不利な時期というものと解され、また、同項にいう損害とは、解除の時期の不当なことによる損害をいうものと解される。」

「報酬を支払う旨の約定のある有償の委任契約においては、解除により将来の報酬債権が生じないことは当然であって、委任は各当事者がいつでも解除することができるものである以上、受任者が将来得べかりし報酬は、当然には解除の時期の不当なことによる損害として上記損害に含まれるものではないというべきである。」

以上